

(別紙) 柏市地域型保育事業設備運営基準条例の一部改正に係る国基準（省令）の改正内容

国基準（省令）				対象	柏市対応 (案)
条項	区分	項目	内容		
第6条 第2項	従う べき 基準	代替保育の提供 に係る連携施設 の確保	代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難と認める場合、次の要件を満たすときは代替保育の提供に係る連携施設を確保しないことができることとした。 ①第6条第3項の連携協力を行う者との間で、役割分担及び責任の所在が明確化されていること。 ②第3項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。	家庭的保育, 小規模保育, 事業所内保育	(第7条 第2項) 国基準 どおり 改正
第6条 第3項	従う べき 基準	第6条第2項の 場合に適切に確 保しなければならない連携協 力を行う者	第6条第2項の場合に適切に確保しなければならない連携協力を行う者を次のとおり規定した。 ①地域型保育事業を行う事業所以外の場所において代替保育が提供される場合は、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者 ②地域型保育事業を行う事業所において代替保育が提供される場合は、事業の規模を勘案して小規模保育事業A型と同等の能力を有する者		(第7条 第3項) 国基準 どおり 改正
第16条 第2項	従う べき 基準	家庭的保育事業 における食事の 提供の特例	食事の提供に係る搬入施設について、保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として適当と認めるものを追加した。	家庭的保育 (家庭的保育 者の居宅にお いて実施され るものに限 る)	(第17条 第2項) 国基準 どおり 改正
附則 第2条 第2項	従う べき 基準	家庭的保育事業 における食事の 提供に係る経過 措置	省令の施行後に家庭的保育事業の認可を得た施設等について、省令の施行日から10年を経過する日までの間、調理員の配置及び調理設備の設置を要しないこととした (この場合において、自園調理により食事の提供を行うために必要な体制を確保するよう努めなければならないこととした)。		(附則 第2条 第2項) 国基準 どおり 改正